

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の管理職手当に関する規則

平成21年3月26日

規則第1号

改正 令和3年3月15日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「条例」という。）第14条及び第16条の2に規定する職員の管理職手当（以下「管理職手当」という。）に関し、同条例第18条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 条例第14条第1項に規定する任命権者が指定する職は、別表に掲げる職とする。

(支給額)

第3条 管理職手当額は、職員の属する職務の級及び職の区分に応じ、別表の管理職手当額欄に定める額とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職に採用された職員の管理職手当額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する管理職手当額に100分の65を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 短時間勤務職員の管理職手当額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する管理職手当額に100分の65を乗じて得た額に、湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成6年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(支給方法)

第4条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(支給制限)

第5条 管理職手当を支給される職員（以下「職員」という。）が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務をしなかった場合は、その月の管理職手当は支給しない。ただし、条例第17条第1項の場合及び湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成29年湯河原町真鶴町衛生組合規則第4号）第15条第1項第1号の場合はこの限りでない。

2 職員が月の中途において任用され又は退職した場合は、その月の現日数から休日及び週休日を差引いた日数を基礎として、日割計算により管理職手当を支給する。

3 職員が第2条に規定する他の職に併任又は兼任された場合は、その併任又は兼任された職にかかる管理職手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(管理職手当額の特例)

2 当分の間、別表中「58,400円」とあるのは、「46,700円」と、「35,500円」とあるのは、「28,400円」とする。

(管理職手当額の特例)

3 当分の間、別表中「58,400円」とあるのは、「37,900円」と、「35,500円」とあるのは、「24,800円」と読み替えるものとする。

附 則 (令和3年3月15日規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係)

職務の級	職	管理職手当額
6級	所長 課長	58,400円
5級	副課長	35,500円